

平成30年度

遊漁のしおり



新潟県内水面漁業協同組合連合会
新潟県農林水産部水産課監修

目次

はじめに

はじめに

I. 新潟県における漁業制度と遊漁

- ①漁業権の免許…………… 1
- ②増殖事業、漁場管理…………… 2
- ③遊漁料…………… 3
- ④水産動植物の採捕の規則…………… 5

II. 遊漁上の制限または禁止事項について

- 1. 禁止期間…………… 6
- 2. 全長の制限…………… 7
- 3. 漁具・漁法の制限及び禁止…………… 8
- 4. 外来魚の再放流禁止…………… 8
- 5. コイの持ち出し禁止と放流の制限……………10

付 表

- 1. 各漁業協同組合の住所と漁場の区域
……………13～33
- 2. 組合別遊漁の制限、遊漁料金等
(平成30年1月末日現在) ……34～69
- 3. キャッチ&リリース区間での採捕尾数の制限
……………70

このしおりは釣り愛好家の皆様のために書かれています。皆様は魚をとるのに法律や規則があるのを御存知でしょうか。また誰のものでもない魚をとるのにどうしてお金を払わなければならないのか不思議に思われたことはありませんか。これらのことは、すべて水産関係の法令や規則で定められていることなのです。例えば「新潟県内水面漁業調整規則」が定められており、新潟県内の河川や湖で魚をとる場合の制限が決められています。禁止期間、漁具又は漁法の制限・全長の制限（採捕してはいけない水産動物の大きさ）等がそれです。また料金を徴収することについては、漁業法に規定されています。

河川や湖には確かにたくさんの魚たちが生息していますが、海とは異なり非常に狭い面積の中で、何の規制もなしに勝手に採捕したとしたら、たちまち何もなくなってしまうに違いありません。水産動植物等の生物資源は、石油や石炭等の資源と異なりそれを適切に管理することにより、ふえていくものです。ですから、法令や規則で水産動植物の採捕の制限や保護・増殖したりすることにより、水産動植物を有効に利用することが可能となるわけです。

近年、川や湖において、楽しみのために魚を採捕することが盛んになっています。スポーツフィッシングの言葉も一般化しています。他のスポーツ同様、釣りの

新潟県内水面漁場管理委員会……漁業法に基づき設置されている行政委員会です。委員は漁業者代表4名、遊漁者代表2名、学識経験者代表4名で構成されています。県が行政をすすめる中で特に重要な事項（漁業権の免許、遊漁規則変更認可など）について、知事が委員会の意見を求め、正しく合理的な行政が行われるよう配慮されています。

② 増殖事業、漁場管理

各漁協は、人工産卵場造成、稚魚・成魚・発眼卵放流及び禁漁区の設定により、増殖を図っています。この漁業権に基づく魚類の放流量は、毎年、新潟県内水面漁場管理委員会より示された増殖指示量に基づいています。（ちなみに平成28年度に新潟県内では、アユ、ヤマメ、イワナ、ニジマス、コイ、フナなどが放流されています。）遊漁規則に基づき定められた遊漁料は、免許された各漁業権者に課されている増殖義務及び漁場環境維持のための経費の一部として使用されるものです。組合員、遊漁者双方の負担によって河川環境が維持されていることをご理解ください。県下一円の漁場では、組合員、遊漁者が限られた水産資源を有効に利用できるよう配慮しています。

また漁協では、腕章をつけた漁場監視員が漁場を巡回して遊漁券（または遊漁証。以下「遊漁券」という）を持たない人に遊漁券を販売したり、漁場の案内をしたり、規則を守っていない人に対しては指導を行った

りしています。漁場の秩序維持のために必要な指導をいたしますので、その指示によく従ってください。

③ 遊漁料

釣り等をなさる方は、漁協の組合員と遊漁者とに大別されます。**漁協の組合員**とは、漁協が定める条件を満たし、漁協に加入した人で、毎年度決められた賦課金及び漁業権行使料を支払うことにより漁協が免許された漁業権を行使することができます。一方、**遊漁者**とは漁協に加入しないで釣り等をする人のことをいいます。先程述べましたように、漁協はその漁場を管理するのに相当の経費を必要とします。これらの費用は遊漁者からも遊漁料として納入していただきます。遊漁料金は組合員が負担する賦課金、漁業料の額と比べて、不当に高くならないように知事の認可が必要です。また、知事はその認可に際して**内水面漁場管理委員会**の意見を聞くことになっています。

遊漁料金は、漁協ごとにそれぞれ異なっています。
更に魚を採る方法（漁法）および採る魚の種類でも異なります。
消費税については、課税されています。
遊漁料金の概要については付表2を参考にしてください。
遊漁料を支払うと遊漁券が発行されます。
遊漁券には年券と一日券があります。
遊漁券の取扱いは、漁協が指定した場所（遊漁券取扱所）、漁場監視員が扱っています。釣り等をなさる場合は、前もって遊漁券取扱所で遊漁券を購入されるようお願いいたします。現

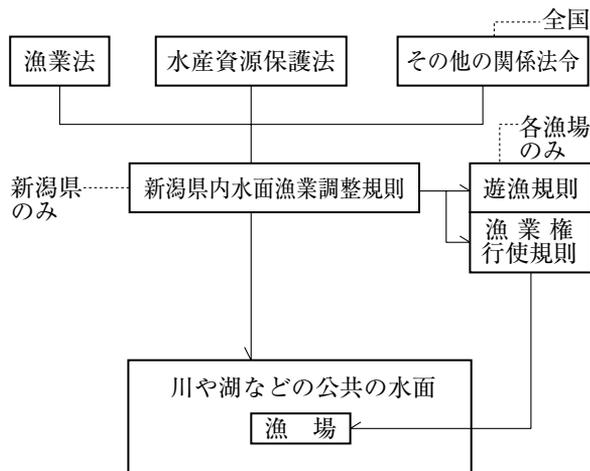
場では現場売り手数料が加算されますので割高になる場合があります。

なお、新潟県では県内共通遊漁承認証(共通遊漁券)を発行しております。これは県内一円の漁場に通用するもので漁連・漁協及びこれらの指定する釣具店で販売しております。

ただし、隣県の漁協と共有する漁場においては、この共通遊漁券で釣ることはできません。

④ 水産動植物の採捕の規則

以下



水産資源保護法 = 保護法

新潟県内水面漁業調整規則 = 調整規則

漁業権行使規則 = 行使規則

とする。

水産動植物の保護・培養や水面を総合的かつ有効に利用するために漁業法や保護法が制定されています。これらの法律は、川や湖などの公共の水面であれば、全国的に適用されます。

調整規則は、漁業法や保護法を土台にしてそれに新潟県内の実情を加味して制定されたものです。この規則は、新潟県内の公共水面のみに適用されます。

遊漁規則、行使規則は調整規則を土台として、それに漁業権が免許されている水面（以下「漁場」という）の実情にあった諸規則を加えて、漁場毎に漁協が定めたものです。遊漁規則、行使規則は知事の認可を得て始めて有効となります。また、おのおのの規則の変更の場合も認可が必要です。

Ⅱ 遊漁上の制限または禁止事項について

調整規則、漁業法、保護法により規定されている遊漁上の制限または禁止事項は次のとおりです。なお、これらの制限または禁止事項は新潟県内どこでも適用し、違反した場合は罰則が科せられます。

1. 禁止期間（調整規則、第46条）

次の表に掲げる水産動物（卵を含む）は、産卵繁殖を保護するため、次の表に掲げた期間採捕できないことになっています。この規定に違反して採捕した水産動物（卵・製品も含む）を所持したり、販売することも禁止されています。

水産動物名	禁止期間
あ ゆ	1月1日から6月15日まで 10月1日から10月7日まで
さ け	1月1日から12月31日まで
さくらます	9月10日から11月30日まで
やまめ （さくらますのうち産卵のため河川にそ上したものをいう。以下同じ）	10月1日から翌年2月末日まで
にじます	10月1日から翌年2月末日まで
いわな	10月1日から翌年2月末日まで
かじか	4月11日から4月20日まで

注：ただし、さくらますの採捕は三面川、荒川、胎内川、加治川以外の河川では調整規則第27条により県知事の許可が必要となっていますので、遊漁者は採捕できません。

2. 全長の制限（調整規則第47条）

次に掲げる水産動物（放産した卵、製品も含む）は資源保護のためにある一定の大きさ以下のものは採捕禁止となっています。この規定に違反して採捕した水産動物（卵、製品も含む）を所持したり、販売することも禁止されています。捕まえた場合は、すみやかに水の中に戻してやりましょう。

水産動物名	大 き さ
や ま め	全長15cm以下
に じ ま す	全長15cm以下
い わ な	全長15cm以下
う な ぎ	全長25cm以下

3. 漁具・漁法の制限及び禁止（調整規則第48条）

次に掲げる漁具・漁法で水産動植物を採捕することはできません。

1. 水中に電流を通じてする漁法
2. 瀬干漁法
3. ごろがけ漁法（あゆごろがけを除く。）
4. 潜水器（簡易潜水器を含む。）を使用する漁法
5. 水中銃を使用する漁法
6. 火光を利用する漁法

4. 外来魚の再放流禁止（内水面漁場管理委員会指示）

(1) 委員会指示発動の背景

ブラックバス類（オオクチバス、コクチバス）、ブルーギルの外来魚は無秩序な密放流により河川・湖沼に生息域を拡大していますが、その強烈的な魚食性から在来種や稀少生物に重大な影響を及ぼしています。

採捕（釣獲）後の再放流が、資源の増加と生息域の拡大を促していることから、「外来魚の再放流禁止」

の委員会指示を発動し、外来魚の再生産等資源増殖の抑制により魚類生態系を保全していくことを目的としています。

(2) 委員会指示の内容

（指示内容）

新潟県内水面漁場管理委員会指示第1号
 漁業法（昭和24年法律第287号）第67条第1項及び第130条第4項の規定により、水産動植物の保護を図るため、次のとおり指示する。

平成11年12月28日

新潟県内水面漁場管理委員会
 会 長 本 間 義 治

次に掲げる水産動物は、採捕した河川湖沼及びこれと連続する水域に放してはならない。

ただし、公的機関が試験研究に供する場合はこの限りではない。

- ① ブラックバス（オオクチバス、コクチバスその他のオオクチバス属の魚をいう。）
- ② ブルーギル

5. コイの持ち出し禁止と放流の制限（内水面漁場管理委員会指示）

●新潟県内水面漁場管理委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定により、コイヘルペスウイルス病まん延防止のため、コイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）の持ち出し及び放流等について、次の通り指示する。ただし、採捕したコイを採捕した水域に再放流する場合を除く。

平成29年3月31日

新潟県内水面漁場管理委員会
会長 大塚 修

1 指示内容

(1) 持ち出しの禁止

県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面（以下「公共用水面等」という。）において、コイがコイヘルペスウイルス病にかかり又はかかっている疑いがあると新潟県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）が指定した水域（水面に設置した工作物等により、コイの遡上が考えられず、制限する必要がないと判断される上流域を除く。以下「持出禁止水域」という。）においては、委員会が承認した場合及び公的機関による試験研究、検査等のためにコイを持ち出す場合を除き、コイを持ち出してはならない。

(2) 放流等の制限

ア 持出禁止水域へのコイの放流については、委員会が承認した場合及び公的機関による試験研究、検査等のためにコイを放流する場合を除き、コイを放流してはならない。

イ 持出禁止水域以外の公共用水面等へのコイの放流については、委員会が承認した場合及び公的機関による試験研究、検査等のためにコイを放流する場合を除き、PCR検査（ポリメラーゼ連鎖反応による検査をいう。）でコイヘルペスウイルス病の陰性が確認されたコイ群のコイでなければ、コイを放流してはならない。

ウ 公共用水面等においては、生死を問わず、コイを遺棄してはならない。

2 指示期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

●新潟県内水面漁場管理委員会公告第1号

平成28年新潟県内水面漁場管理委員会指示第1号（コイの持ち出しの禁止及び放流等の制限）に基づき、持出禁止水域を次のとおり定める。

平成29年3月31日

新潟県内水面漁場管理委員会
会長 大塚 修

- 1 阿賀野川水系の本流及び支川
- 2 鳥屋野潟

(参考)

委員会指示に違反した場合の罰則

内水面漁場管理委員会の指示は、漁業法第67条に根拠をもっており、これに従わない者がいる場合は一定の手続きを経て知事が命令を発し、この命令に従わないときには罰則の適用があります（1年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処せられます）。

付表1 ◆各漁業協同組合の住所と漁場の区域

漁業協同組合	漁場区域	禁止区域及び禁止期間
新潟県内水面漁業協同組合連合会 新潟市中央区南万代町13-3 ☎ 025(241)5795		
大川漁業協同組合 村上市温出472-28 ☎ 0254(62)7120 ☎ 0254(62)7120	内共第1号(大川) 村上市府屋地内国道7号府屋大橋下流端から下流30mの線から上流の大川及びその支川の区域	1. 村上市荒川口地内大ふち頭首工上流端から上流50m、下流端から下流50mの間の区域(魚道を含む) 2. 村上市中継地内イスズリ頭首工上流端から上流50m、下流端から下流50mの間の区域(魚道を含む) 3. 村上市雷地内砂防堤上流端から上流の小俣川の区域 4. 村上市山熊田地内山熊田川砂防堤上流端から上流の山熊田川の区域 5. 村上市山熊田地内金剛川林務治山堤下流から500m上流の金剛川の区域 6. 国道7号府屋大橋下流端から下流30mの線から上流JR大川鉄橋上り線の上流端までの大川の区域 以上1月1日から12月31日まで
	内共第2号(勝木川) 村上市立島地内立島頭村上市寝屋地内国道345号新八幡橋下流端から下流30mの線から上流の勝木川及びその支川の区域	1. 村上市立島地内立島頭首工上流端から上流30m、下流端から下流50mの間の区域(魚道を含む) 2. 村上市板屋沢地内板屋沢頭首工上流端から上流30m、下流端から下流50

漁業協同組合	漁場区域	禁止区域及び禁止期間
		mの間の区域(魚道を含む) 3. 村上市北田中地内北田中頭首工上流端から上流30m、下流端から下流50mの間の区域(魚道を含む) 4. 国道345号新八幡橋下流端から下流30mの線から上流JR勝木川鉄橋上り線上流端までの勝木川の区域 以上1月1日から12月31日まで
三面川鮭産漁業協同組合 村上市若葉町15-1 ☎ 0254(52)3758 ☎ 0254(53)0699	内共第3号(三面川) 下次の基点第1号と基点第2号とを結んだ線から上流の三面川及びその支川の区域 基点第1号 村上市岩ヶ崎多岐山地内多岐神社鳥居側に設置した新潟県漁場 基点第6号 基点第2号 三面川河口突堤最先端	1. 三面ダム放水路から下流300mに至る三面川の区域 2. 三面川沿岸土地改良区下野堰堤下流端から下流200mに至る三面川の区域 3. 鈴ヶ滝から下流500mに至る高根川の区域 4. 猿田発電所放流口から上流100m、下流200mの間の三面川の区域 5. 猿田ダム上流端から上流200m、下流端から下流200mの間の猿田川の区域 6. 奥三面ダム上流端から上流200m、下流端から下流200mの間の三面川の区域 7. 滝矢川及びその支流の区域(保護区間) 8. 種川(通称)の区域(保護区域) 以上1月1日から12月31日まで

漁業協同組合	漁場区域	禁止区域及び禁止期間
荒川漁業協同組合 村上市荒島144-24 ☎ 0254(62)1163 ☎ 0254(62)1190	内共第4号(荒川) 村上市と胎内市の区域との境界から上流新潟県と山形県との境界に至る荒川及びその支川。ただし、村上市海老江地内港橋上流端から上流120mの線から上流の乙大日川を除く。	1. 大石ダム堤体上流端から上流150mの区間、堤体及び堤体下流端から黒岩頭首工までの区域 2. 荒川水力岩船発電所ダム堰堤上流50m、下流200mの間の区域 3. 東北電力鷹ノ巣発電所120mの線から上流300m 4. 荒川頭首工村上市地内荒川用水取水せき上流端から50m、下流端から下流300mの間の区域(魚道を含む) 以上1月1日から12月31日まで
胎内川漁業協同組合 胎内市塩沢543-205 新潟フルーツパーク(株)内 ☎ 0254(47)3122 ☎ 0254(47)3334	内共第5号(胎内川) 胎内市下荒沢地内新潟県企業局胎内第一発電所号胎内大橋上流端から上流の胎内川及びその支川の区域	1. 胎内市下荒沢地内新潟県企業局胎内第一発電所取水堰堤上流端から上流150m、同堰堤下流端から下流300mの間の区域 2. 胎内市下荒沢地内新潟県企業局胎内第一発電所放水口から上流50m、下流200mの間の区域 3. 胎内市下荒沢地内新潟県企業局胎内第二発電所取水堰堤上流端から上流200m、同堰堤下流端から下流300mの間の区域 4. 胎内市熱田坂地内胎内川第一号砂防ダム上流端から上流200m同堰堤下流端から下流300mの間の区域 5. 胎内市下荒沢地内胎内川ダム堰堤上流端から上

漁業協同組合	漁場区域	禁止区域及び禁止期間
		<p>流400m、同堰堤下流端から下流300mの間の区域</p> <p>6. 胎内市下赤谷地内黒中橋中心より上流200m、同橋中心より下流100mの間の区域</p> <p>7. 胎内市坪穴地内東北電力株式会社黒川発電所堰堤上流端から上流200m、下流端から下流300mの間の区域</p> <p>8. 胎内市下赤谷地内樽ヶ橋上流端から上流100m、下流端から下流500mの間の区域</p> <p>以上1月1日から12月31日まで</p>
加治川漁業協同組合 新発田市住田510 ☎ 0254(33)3108 ☎ 0254(33)3930 新発田市加治川支所 農水振興課内	内共第6号(加治川) 次の基点第3号とアとを結んだ線から上流の加治川及び支川の区域 基点第3号 北蒲原郡聖籠町次第浜地 先次第浜地 内地区船溜場船舶出入口上流端(加治川左岸) ア 基点第3号から65度の線と対岸との交差点	<p>1. 新発田市地内大庄屋江頭首工堰堤上流端から上流50m、下流端から下流100mの間の区域(魚道を含む。)</p> <p>2. 新発田市地内加治川第一頭首工堰堤上流端から上流50m、下流端から下流150mの間の区域(魚道を含む。)</p> <p>3. 新発田市地内加治川第二頭首工堰堤上流端から上流150m、下流端から下流300mの間の区域(魚道を含む。)</p> <p>4. 新発田市滝谷地内滝谷風穴発電所堰堤上流端から上流100m、下流端から下流150mの間の区域</p> <p>以上1月1日から12月31日まで</p>

漁業協同組合	漁場区域	禁止区域及び禁止期間
福島潟新井郷川漁業協同組合 新潟市北区内沼甲1192 並川美和子方 ☎ 025(386)2109 ☎ 025(386)2109	内共第7号(新井郷川) 分水路、新井郷川及び福島潟)の基点第4号とイとを結んだ線から上流の新井郷川分水路、新井郷川、福島潟及びその支川の区域と1号排水溝及び大荒川からの分派点から下流福島潟への流入点までの大通川の区域。ただし、派川新井郷川分水路、派川加治川、通称胡桃山放水路、福島潟放水路、新発田川放水路、太田川との合流点から上流の新発田川、新潟市北区上堀田地内上堀田橋上流端から上流の駒林川、新発田市戸板沢地内旭橋上流端から上流の松岡川及び新発田市月岡温泉と同市荒川の境界から下流135mにある農道橋上流端から上流の荒川川、新潟市北区上堀田地内上大月・平林1号橋上流端から上流の1号排水溝を除く。 基点第4号 新潟市北区松浜町3500番地地先海岸護岸西端(新井郷	<p>1. 福島潟土地改良区第2排水機場量水計を中心とした半径200mの間の福島潟の区域</p> <p>2. 福島潟土地改良区第2排水機場量水計より正面堤防沿いの上流600mの点を中心とした半径200m内の福島潟の区域</p> <p>以上12月1日から3月31日まで</p>

漁業協同組合	漁場区域	禁止区域及び禁止期間
	川分水路右岸) イ 基点第4号から 252度の線と対岸 との交差点	
東蒲原郡漁業協同組合 東蒲原郡阿賀町両郷 乙555 加藤三郎方 ☎ 090(1654)2915 0254(95)2140 ☎ 0254(95)2140	内共第8号 (阿賀野川) 次の基点第5号とウ とを結んだ線から上 流新潟県と福島県と の境界に至る阿賀野 川及びその支川の区 域	1.五泉市、阿賀野市(旧 安田町)地内安田橋下流 端から下流1,000mまで の阿賀野川の区域 10月8日から10月31日まで 2.阿賀町合川用水ダムか ら常浪川との合流点に至 る合川の区域 1月1日から12月31日まで
松浜内水面漁業協同組合 新潟市北区松浜7丁目 3641 ☎ 025(259)2035 ☎ 025(259)3775	基点第5号 新潟市北区松浜み など地内防潮堤角 落南角 ウ 基点第5号から 278度の線と対岸 との交差点	3.五泉市地内田川内発電 所取水堰堤から上流100 m、下流200mの間の早 出川の区域 1月1日から12月31日まで 4.阿賀野川頭首工(小 松)上流端から上流60 m、下流端から下流200 mの間の阿賀野川の区域 1月1日から12月31日まで
新潟市大形地区漁業協同組合 五泉市石曾根7977 戸井田美弥方 ☎ 0254(99)5105 090(4944)0689 ☎ 0254(99)5106		5.飯豊山周辺森林生態系 保護区地域の保存地区 1月1日から12月31日まで
濁川漁業協同組合 新潟市北区濁川619-3 高橋時栄方 ☎ 025(258)5312		6.阿賀町岡沢字屋敷平 (新谷地内)新谷川1号 堰堤から新谷川2号堰堤 までの区域(阿賀町新谷 川沿釣場)
阿賀野川漁業協同組合 東蒲原郡阿賀町石間 3881-4 ☎ 0254(99)1031 ☎ 0254(99)1035		7.新潟市秋葉区地内の満 願寺開門と小阿賀樋門の 中間に位置する護岸突堤 部より阿賀野川本川方面 へ50m、同上流方向へ80 m、同下流方向へ100m、

漁業協同組合	漁場区域	禁止区域及び禁止期間
		以上の3点を弧で結んだ 区域内 1月1日から12月31日まで 8.阿賀野市地内国道290 号に架かる都辺田橋下流 端から上流の都辺田川及 びその支流の区域(陸上 自衛隊大日原演習場) 1月1日から12月31日まで 9.阿賀野市地内国道290 号に架かる大室橋下流端 から上流の大日川及びそ の支流の区域(陸上自衛 隊大日原演習場) 1月1日から12月31日まで
鳥屋野潟漁業協同組合 新潟市中央区清五郎 417 増井勝弘方 ☎ 025(286)4971 ☎ 025(286)4971	内共第9号 (鳥屋野潟) ※別紙参照	
赤塚漁業協同組合 新潟市西区赤塚4716 赤塚公会堂 ☎ 025(239)2034 ☎ 025(239)2034	内共第10号 (御手洗潟) 新潟市西区赤塚地内 御手洗潟 内共第11号 (佐潟及び上佐潟) 新潟市西区赤塚地内 佐潟及び上佐潟	
魚沼漁業協同組合 魚沼市佐梨1105-16 ☎ 025(792)0261 ☎ 025(792)5224	内共第12号(信濃川) 新潟市中央区地内昭 和大橋上流端から上 流新潟県と長野県と の境界に至る信濃川 及びその支川の区 域。ただし、次の支 川を除く。閼屋分水 電所放水路を含む)	1.小千谷発電所放水口か ら上流25mの点、同点 から13度を見通した対岸 に知事が建設した標柱及 び放水口から下流160m の点を結ぶ線によって閉 まれた信濃川の区域(発 電所放水路を含む)

漁業協同組合	漁場区域	禁止区域及び禁止期間
025(280)6143 加茂川漁業協同組合 加茂市赤谷1-8 栢森釣具店方 ☎ 0256(52)1068 ☎ 0256(52)6742	路、新潟市地内信濃川大橋下流端から上流の鶯ノ木大通川、新潟市秋葉区、江南区地内JR東日本信濃線下り鉄橋下流端から上流新潟市秋葉区、江南区横越地内小阿賀橋上流端までの小阿賀野川、覚路津大通川、東大通川、貝喰川、中之島川、西川、大河津分水路、黒川、栖吉川、柿川及び長岡市塚野山地内的小坂橋下流端から上流の渋海川	2. 燕市分水地内信濃川新 洗堰上流端から下流400 mの間の区域 3. 大河津分水路固定せき上 流端から上流650m(右岸 にあっては、1050m)、下流 端から下流1400mの間の 信濃川の区域(魚道を含む) 4. 石打発電所堰堤上流端 から上流70m、下流端か ら下流200mの間の魚野 川の区域(魚道を含む) 5. 藪神発電所、第2藪神 発電所堰堤上流端から上 流50m、下流端から下流 250mの間の破間川の区 域(魚道を含む) 6. 上条発電所堰堤上流端 から上流100m、下流端か ら下流250mの間の黒又 川の区域(魚道を含む) 7. 上条発電所堰堤上流端 から上流100m、下流端か ら下流400mの間の平石 川の中ノ口村地内)の新 飯田橋上流端から上流 流の中ノ口川の区 域。ただし、貝喰川、 中之島川、西川、大 河津分水路、黒川、 栖吉川、柿川及び長 岡市塚野山地内の小 坂橋下流端から上流 の渋海川、三条市(旧 南蒲原郡栄町)鬼木 横道3373番地6に架 設してある改修橋下 流端から上流の刈谷
五十嵐川漁業協同組合 三条市高岡651番地 ☎ 0256(38)4067 ☎ 0256(38)4182 刈谷田川漁業協同組合 長岡市滝の下町4-35 諸橋貞夫方 ☎ 0258(52)2757 ☎ 0258(52)2757	○魚沼漁協	6. 上条発電所堰堤上流端 から上流100m、下流端か ら下流250mの間の黒又 川の区域(魚道を含む) 7. 上条発電所堰堤上流端 から上流100m、下流端か ら下流400mの間の平石 川の中ノ口村地内)の新 飯田橋上流端から上流 流の中ノ口川の区 域。ただし、貝喰川、 中之島川、西川、大 河津分水路、黒川、 栖吉川、柿川及び長 岡市塚野山地内の小 坂橋下流端から上流 の渋海川、三条市(旧 南蒲原郡栄町)鬼木 横道3373番地6に架 設してある改修橋下 流端から上流の刈谷
☎ 025(763)3012 ☎ 025(763)3012		8. 黒又川第1ダム上流端 から上流500m、下流端 から下流200mの間の黒 又川の区域 9. 黒又川第2ダム上流端 から上流500m、下流300 mの間の黒又川の区域 10. 黒又川第2発電所放 水口から下流700mの間 の黒又川の区域 11. 黒又川第1発電所放 水口中心から半径50m の破間川の区域

漁業協同組合	漁場区域	禁止区域及び禁止期間
	田川、右岸十日町市地内ならさわ川との合流点に管理者が対岸に設置した標柱とを見通した線から上流の信濃川及び十日町市(旧中里村)と南魚沼郡湯沢町との境界から下流の清津川を除く。	12. 第1末沢ダム上流端 から上流200mの末沢川 の区域(末沢発電所放水 口を含む) 13. 第2末沢ダム上流端 から上流50mの末沢川 の区域 14. 平石ダム上流端から 上流50mの平石川の区域 15. 末沢支水路注水口中心 から半径50mの黒又川(黒 又川第1貯水池内)の区域 16. 内檜沢第1取水ダム 上流端から上流100m、 下流端から下流50mの 間の区域 17. 内檜沢第2取水ダム 上流端から上流100m、 下流端から下流50mの 間の区域 18. 足沢取水ダム上流端 から上流100m、下流端か ら下流50mの間の区域 19. 小千谷市地内の国土 交通省妙見堰上流2,500 mから下流500mまでの区 間(魚道及び閘門を含む。) 20. 南魚沼市清水瀬地内 国土交通省三国川ダム堤 体上流端から上流500m の網場までの区間、堤体 及び堤体下流端から下流 200mのわらびの取水堰 までの区間 21. 三条市栄地内国土交 通省蒲原大堰上流端から 上流200mの間の区域 22. 燕市地内国土交通省

漁業協同組合	漁場区域	禁止区域及び禁止期間
		<p>中ノ口川水門上流端から上流200m、下流端から下流400mの区間</p> <p>23.湯沢町大字土樽地内魚野川支流、八知川294mの間の区域(湯沢フィッシングパーク)</p> <p>24.湯沢町大字三国字東山谷地内清津川支流大川、大川橋下流380mの区域(大川フィッシングパーク)</p> <p>25.南魚沼市下原地内魚野川支流清水川に架かる町道鱒川橋上流218mの区域(城内フィッシングパーク)</p> <p>26.毛渡沢1号ダム左右両岸の副ダムより下流20mの区域(魚道を含む)</p> <p>27.毛渡沢2号ダムの左右両岸の副ダムより下流20mの区域(魚道を含む)</p> <p>28.蓬沢2号ダム左岸の魚道内</p> <p>29.大源太川下流砂防堰堤副ダムより下流20mの区域(魚道を含む)</p> <p>30.湯之谷ダム堰堤上流端から上流100m、下流端から下流250mの間の区域</p> <p>31.松川入川第2砂防堰堤より下流50m(副ダム、魚道を含む)</p> <p>32.二居ダム上流端から上流500mおよび下流500m</p> <p>33.カッサダム上流端からカッサ調整池満水位全域</p> <p>34.魚沼市小平尾地内広</p>

漁業協同組合	漁場区域	禁止区域及び禁止期間
		<p>新ダム分水工室から下流200mの区域</p> <p>以上1月1日から12月31日まで</p> <p>○信濃川漁協</p> <p>新潟市中央区昭和大橋上流端から上流、秋葉区小須戸地内小須戸橋下流端に至る信濃川、小阿賀野川、鷺ノ木大通川及び中之口川の区域。ただし、次の支川等を除く。関屋分水路、新潟市江南区地内信濃川大橋下流端から上流の鷺ノ木大通川、覚路津大通川、東大通川、西蒲区中之口地内、南区白根地内新飯田橋下流端から上流の中之口川、秋葉区新津地内、江南区横越地内JR東日本鉄道信越線下り線鉄橋下流端から上流秋葉区新津地内、江南区横越地内小阿賀野川上流端までの小阿賀野川の区域。</p> <p>○加茂川漁協</p> <p>新潟市秋葉区小須戸地内小須戸橋から上流、三条市大字柳川新田悪戸尻336番地三条郷土地改良区柳川排水機場跡地と対岸とを結んだ線に至</p> <p>新ダム分水工室から下流200mの区域</p> <p>以上1月1日から12月31日まで</p> <p>1.新潟市秋葉区新津地内、江南区横越地内小阿賀野川下流端から下流300mまでの小阿賀野川の区域</p> <p>1月1日から12月31日まで</p> <p>1. 芦の出頭堰堰下流端から下流日吉橋まで1000mの加茂川の区域</p> <p>2. 下条川ダム通称めがね橋上流端から上流100m、下流端から下流30mの間の下条川の区域</p> <p>3. 信濃川の三条市地内大</p>

漁業協同組合	漁場区域	禁止区域及び禁止期間
	る信濃川、加茂川、下条川及びその支川の区域	島頭首工上流端から上流47m、下流端から下流126mの区域 以上1月1日から12月31日まで
	○五十嵐川漁協 三条市柳川新田悪戸尻336番地三条郷土地改良区柳川排水機場跡地と対岸とを結んだ線から上流信濃川と刈谷田川との合流点に至る信濃川、旧西蒲原郡中之口村、旧白根市地内新飯田橋から上流の中之口川、五十嵐川およびその支川の区域。ただし、次の支川を除く。貝喰川、中之島川。	1. 三条市北五百川地内側と長野地内側に架かる八木橋中心から上流200m、下流400mの間の区域 2. 三条市長野地内の守門川第2号堰堤上流端より上流へ100m、下流端より下流へ200mの間の区域 3. 三条市(旧下田村)笠堀地内笠堀ダム下流端から下流500mの間の区域 4. 三条市籠場地内、三条市(旧下田村)高岡地内の籠場頭首工堰ゲートから上流50m、下流100mの間の区域 5. 三条市(旧栄町)地内蒲原大堰ゲートから上流200m、下流400mの間の区域 6. 燕市地内中之口川水門ゲートから上流200m、下流400mの間の区域 7. 三条市内の信濃川本流、大島頭首工の上流端から上流の加茂川漁業協同組合の漁業権行使区域(47m)の境界から上流103mの区域 8. 三条市早水地内の守門川第3号堰堤上流端より上流へ50m、下流端より下流へ100mの間の区域内 9. 三条市吉ヶ平地内の守

漁業協同組合	漁場区域	禁止区域及び禁止期間
		門川第1号堰堤から守門川第7号堰堤までの守門川及び県道183号線の堰江橋上流端より上流30mの魚止の滝から守門川との合流点までのアバラシ沢の区域(吉ヶ平フィッシングパーク) 以上1月1日から12月31日まで
	○刈谷田川漁協 三条市鬼木横道3373番地6と長岡市地内字大沼新田に架設してある改修橋下流端から上流の刈谷田川区域。	1. 刈谷田川ダム下流端から下流虎谷川との合流点に至る刈谷田川の区域 2. 刈谷田川と増沢川との合流点から上流700m。但し、ふるさと交流広場脇、階及びその支川の区段式護岸80m区間を除く。(栃尾フィッシングパーク) 以上1月1日から12月31日まで
	○中魚沼漁協 津次の基点1と“ア”とを結んだ線から上流新潟県と長野県との境界に至る信濃川及びその支川の区域。ただし、次の支川を除く。十日町市(旧中里村)及び南魚沼郡湯沢町の境界より上流の清津川。	1. JR鹿渡鉄橋下より津次南町鹿渡新田甲地先までの600mの間の信濃川の区域(信濃川発電所余水の境界)放水口 2. 十日町市宮中地内JR東日本宮中堰堤上流端から上流200m、下流端から下流750mの間の区域(魚沼道を含む。) 以上1月1日から12月31日まで
	基点1:小千谷市大字塩殿字下原甲655番地に県が設置した標柱 ア:基点1から115°-00の線と対岸との交差点	

漁業協同組合	漁場区域	禁止区域及び禁止期間
魚沼漁業協同組合 魚沼市佐梨1105-16 ☎ 025(792)0261 ☎ 025(792)5224	内共第13号(北ノ又川、恋ノ岐沢) 次の基点第6号とエトを結んだ線から上流の北ノ又川及びその支川(奥只見湖を含む)、基点第7号と基点第8号とを結んだ線から上流の恋ノ岐沢及びその支川(奥只見湖を含む)の区域 基点第6号 魚沼市湯之谷芋川仕入沢国有林64林班に設置した標柱 基点第7号 魚沼市湯之谷芋川恋ノ岐国有林68林班に設置した標柱 基点第8号 魚沼市湯之谷芋川恋ノ岐国有林65林班に設置した標柱 エ 基点第6号から192度15分の線と対岸との交差点	1. 魚沼市宇津野字北ノ又沢852番地の20にある北ノ又川右岸に管理者が建設した標柱と、同字北ノ又沢852番の5にある北ノ又川左岸に管理者が建設した標柱を結ぶ線から上流の北ノ又川全域 1月1日から12月31日まで
魚沼漁業協同組合 魚沼市佐梨1105-16 ☎ 025(792)0261 ☎ 025(792)5224 檜枝岐村漁業協同組合 福島県南会津郡檜枝岐村字下ノ原871-1 ☎ 0241(72)8005 ☎ 0241(75)2365	内共第14号(只見川) 次に掲げる基点第9号とオとを結ぶ線から下流基点第10号とカとを結ぶ線までの只見川及びその支川の新潟県の区域。ただし、福島県南会津郡檜枝岐村地内袖沢と只見川との合流点から上流魚沼市湯之	

漁業協同組合	漁場区域	禁止区域及び禁止期間
伊北地区非出資漁業協同組合 福島県南会津郡只見町大字只見字新屋敷1619-9 ☎ 0241(82)2074 ☎ 0241(82)3453	谷及び福島県南会津郡檜枝岐村地内電源開発株式会社奥只見発電所堰堤の上流500mの線までの区域並びに内共第13号の漁場の区域を除く。 基点第9号 新潟県、福島県及び群馬県の境界点(沼尻川左岸) オ 基点第9号から110度の線と対岸との交差点 基点第10号 新潟県と福島県との境界点(只見川左岸) カ 基点第10号から90度の線と対岸との交差点	
柏崎・刈羽内水面漁業協同組合 柏崎市大字石曾根798番地2 有坂 令方 ☎ 0257(27)3232 ☎ 0257(27)3232	内共第15号(鯖石川) 柏崎市地内安政橋下流端から上流の鯖石川及びその支川の区域 内共第16号(鶴川) 柏崎市地内八坂橋下流端から上流の鶴川及びその支川の区域	
関川水系漁業協同組合 上越市子安新田4番67号 吉村正治方 ☎ 025(523)8089 ☎ 025(523)8106	内共第17号(関川) 陸上自衛隊関山演習場上越市地内関川と保倉川との合流点から上流の関川(保倉川を含む。)及びその支川の新潟県の区域(妙高市兼俣地内兼俣橋上流端から上流	(国有地：上越市中郷区西四ッ谷新田しぶえ橋より上流域) 1月1日から12月31日まで

漁業協同組合	漁場区域	禁止区域及び禁止期間
	氷沢川との合流点までの関川本流及び氷沢川を除く)。ただし、にじます漁業及びやまめ漁業にあっては、妙高市青田地内青田川床固工上流端から上流の青田川及びその支川の区域、上越市石沢地内矢代川農業用水取水堰上流端から上流の矢代川及びその支川の区域、妙高市錦町1丁目地内十三川第1号堰堤上流端から上流の十三川及びその支川の区域、上越市中郷区岡川地内洪江川第3号砂防ダム上流端から上流の洪江川及びその支川の区域、妙高市小出雲3丁目地内片貝川砂防堰堤上流端から上流の片貝川及びその支川の区域、妙高市猿橋地内長沢川床固工上流端から上流の長沢川及びその支川の区域、妙高市猿橋地内平丸川第1号堰堤から上流の平丸川及びその支川の区域、上越市板倉区別所地内別所川第3号堰堤上流端から上流の別所川及びその支川の区域、	

漁業協同組合	漁場区域	禁止区域及び禁止期間
	上越市清里区荒牧地内櫛池川砂防堰堤から上流の櫛池川及びその支川の区域、上越市牧区落田地内飯田川落差工上流端から上流の飯田川及びその支川の区域、上越市浦川原区顕聖寺地内保倉川農業用水取水堰上流端から上流の保倉川及びその支川の区域に限る。 内共第18号(関川上流) 妙高市兼保橋上流端から上流水沢川との合流点までの関川本流並びに氷沢川及びその支川の新潟県の区域。ただし、にじます漁業及びやまめ漁業にあっては、妙高市杉野沢地内苗名滝から上流の氷沢川との合流点までの間の関川本流並びに氷沢川及びその支川の新潟県の区域に限る。	
桑取川漁業協同組合 上越市有間川667番地 滝田慎一方 ☎ 025(546)2217 ☎ 025(546)2217	内共第19号(桑取川) 上越市有間川地内国道8号有間川橋下流端から上流の桑取川及びその支川の区域	

漁業協同組合	漁場区域	禁止区域及び禁止期間
能生内水面漁業協同組合 糸魚川市大字能生801番地 ☎ 025(566)4854 ☎ 025(566)4854	内共第20号(能生川) 糸魚川市能生地内国道8号能生大橋下流端から下流30mの線から上流の能生川及びその支川の区域	
糸魚川内水面漁業協同組合 糸魚川市大字須沢中脇2426 ☎ 025(552)7828 ☎ 025(552)7828	内共第21号(早川) 糸魚川市梶屋敷地内早川左岸護岸の下流端 内共第22号(海川) 糸魚川市竹ヶ花地内海岸護岸西端(海川右岸) 基点第13号 糸魚川市押上2丁目地内海岸護岸東端(海川左岸) 内共第23号(姫川) 糸魚川市大字須沢中脇2426	1. 糸魚川市地内東北電力株式会社早川発電所堰堤とを結んだ線から上流の早川及びその支川の区域(魚道を含む)。 2. 糸魚川市地内東京発電株式会社姫川第七発電所堰堤上流端から上流50m、下流端から下流の大きな間の区域(魚道を含む)。 3. 糸魚川市地内黒部川電力株式会社姫川第六発電所堰堤上流端から上流200m、下流端から下流200mの間の区域(魚道を含む)。 4. 糸魚川市大字小滝字牛落地内、姫川支流小滝川のカラソ沢202.5mの間の区域(ヒスイ峡フィッシングパーク) 以上1月1日から12月31日まで

漁業協同組合	漁場区域	禁止区域及び禁止期間
	点から下流糸魚川市大所、長野県北安曇郡小谷村大字鎌倉山内JR西日本大糸線第6鉄橋上流端に至る姫川本川の区域を除く。 基点第14号 糸魚川市寺島地内姫川港護岸西端(姫川右岸) 基点第15号 糸魚川市須沢地内姫川港護岸東端(姫川左岸)	
国府川漁業協同組合 佐渡市飯持40 猪股孝一方 ☎ 0259(66)3230	内共第24号(国府川) 流の国府川及びその支川の区域。ただし、新穂川については、佐渡市上新穂地内新穂ダム並びに新穂ダムより上流の新穂川及びその支川を除き、新穂ダム余水吐のウォータークッションを含む。 基点第16号 佐渡市(旧佐和田町)八幡字浜2110番地の11地先官有地(国府川右岸)に設置した標柱 基点第16号から170度の線と対岸との交差点	1. 佐渡市(旧真野町)金丸地内辺茶橋上流端から上流谷地橋下流端までの区域 10月1日から10月15日まで

漁業協同組合	漁場区域	禁止区域及び禁止期間
羽茂川内水面漁業協同組合 佐渡市羽茂本郷363-1 海老名喜好方 ☎ 0259(88)2106	内共第25号(羽茂川) 点第18号とを結んだ線から上流の羽茂川及びその支川の区域 基点第17号 佐渡市羽茂大橋3387地内雨水排水溝西端(羽茂川左岸) 基点第18号 佐渡市羽茂漁港護岸堤防-5東端(羽茂川右岸)	1. 佐渡市羽茂飯岡地内九ヶ田取水堰の上流から一ノ関頭首工下流端に至る羽茂川の区域 2. 佐渡市上川茂771-46にある外山ダム農林水産省杭NO. A10とA11を結んだ線の延長と対岸を結んだ地点より上流、佐渡市上川茂673-9にある外山ダム農林水産省杭NO. 575と佐渡市外山151-2にある杭395-2を結んだ地点から下流までの区域 以上1月1日から12月31日まで

※別紙内共第9号(鳥屋野潟)

新潟市江南区亀田大月3丁目、新潟市江南区山二ッ池内月見橋下流端から新潟市中央区紫竹山地区内排水せきに至る栗ノ木川、鳥屋野潟及び清五郎潟の区域。ただし、鳥屋野潟にあつては中央区神道寺宇鳥屋野潟439、440、441、442、443、高志1丁目1510の11511、小張木3丁目24、25、小張木宇鳥屋野潟緑349の2、349の3、349の4、349の5、349の6、349の7、349の8、349の9、349の10、349の11、349の12、349の13、349の14、349の22、桜木町45の1、45の5、45の6、45の7、175の4、175の8、438、1301の2、1311の9、1311の26、1311の38、1311の39、1333の3、1394の5、1394の6、1394の7、1394の8、1394の9、1394の33、1394の34、1396の2、3612の2、3613の2、3614の1、3614の2、3615、3618の1、3618の2、3619の1、3619の2、3619の3、3620の1、3620の2、3620の3、3620の4、3622の1、3623の1、3623の2、3623の4、3623の7、3623の8、3623の9、3624の1、3624の2、3624の3、3624の4、3624の5、3624の6、3624の7、3624の8、3625、3630の1、3630の2、3631の1、3631の2、3632の2、3632の3、3632の4、3632の5、3633の6、3633の7、3633の8、3633の9、3633の10、3633の12、3634の1、3634の3、3634の4、3634の5、3635、3636の2、3636の3、3636の4、3636の5、3636の6、3637の1、3638の1、3638の2、3639の1、3639の2、紫竹山宇鳥野378の2、415の2、415の3、416の1、416の2、紫竹山宇鳥屋野潟762、763、764の1、764の2、清五郎川東237の2、清五郎宇鳥屋野潟

乙770、乙771、乙772、乙773、乙774、乙775、乙776、乙777、乙778、乙779、乙780、乙782、乙799の1、乙799の2、乙799の3、乙799の4、乙799の5、乙799の6、乙799の7、乙799の13、乙799の15、曾川宇鳥屋野潟甲3653、甲3654、甲3659、甲3663、甲3678、太右工門新田宇鳥屋野潟甲471、472、473、474、475、476、477、478、479、480、481、482、俵柳宇鳥屋野潟780、781、782、783、784、785、786、787、788、789、790、鳥屋野潟宇鴨田745の1、鳥屋野潟宇鳥屋野潟731、732の1、732の2、732の3、733、734、735の1、736の1、736の2、736の3、736の4、736の5、736の6、736の7、736の8、736の9、736の10、736の11、736の12、736の13、737の1、740の1、741の1、743の1、743の2、743の3、743の4、743の5、743の6、744の1、744の2、744の3、748の1、748の2、748の3、748の4、748の5、749の1、749の2、750、751の1、752の1、長潟1丁目1287の1、1287の2、1287の3、1287の4、1287の子、1292、1293の1、1293の2、1294、1295の1、1295の2、1295の3、乙783、乙784の1、乙784の2、乙785の1、乙785の2、乙785の4、乙785の5、乙787の1、乙787の2、乙789の1、乙789の3、乙789の4、乙789の5、乙790の1、乙790の2、乙790の3、乙791、乙792の1、乙792の2、乙793、乙794の1、乙794の2、乙794の3、乙794の4、乙794の5、乙794の6、乙794の7、乙794の9、乙794の10、乙794の11、乙794の12、乙794の13、乙794の14、乙794の15、乙794の16、乙794の17、乙794の18、乙794の19、乙794の20、乙794の21、乙794の22、乙794の23、乙794の24、乙794の25、乙794の26、乙794の27、乙794の28、乙794の29、乙794の30、乙794の31、乙794の32、乙794の33、乙794の34、乙794の35、乙794の36、乙794の37、乙794の38、乙794の39、乙794の40、乙794の41、乙794の42、乙794の43、乙794の44、乙794の45、乙794の46、乙794の47、乙794の48、乙794の49、乙794の51、乙794の52、乙794の53、乙794の54、乙794の55、乙794の56、乙794の57、乙794の58、乙794の59、乙794の60、乙794の61、乙794の62、乙794の63、乙794の64、乙794の65、乙794の66、乙794の67、乙794の68、乙794の69、乙794の70、乙794の71、乙794の72、乙794の73、乙794の74、乙794の75、乙794の76、乙794の77、乙794の78、乙794の79、乙794の80、乙797、乙799の8、乙799の9、乙799の10、乙799の11、乙799の12、乙799の14、乙800、乙801、乙802、乙803、乙804、乙805、乙806、乙807、乙808、乙809、乙810、乙811、乙812、乙813、乙814、乙815、乙816、乙817、乙818、乙819、乙820、乙821、乙822、乙823、乙824、乙825、乙826、乙827、乙828、長潟大場723の1、760の4、弁天橋通1丁目1512、丸潟新田宇鳥屋野潟緑1508、女池宇鳥屋野潟3606、3610、3641、女池南3丁目344の2、344の3、344の4、344の5、345、3520の乙丑、3557の2、3558の2、3558の3、3558の4、3559の1、3560の1、3561の1、3596の1、3597の1、3600の1、3601の1、3604、3611の1、3611の2、3611の丙、江南区楚川宇鳥屋野潟甲1254、甲1255、甲1256、甲1257及び鳥屋野潟放水路を除く。

組合別遊漁の制限、遊漁料金等

(平成30年1月末日現在)

注) 遊漁料金は改訂されることがありますので御注意ください。

新潟県内水面漁業協同組合連合会 新潟県内水面共通遊漁承認証

1. 新潟県内水面共通遊漁承認証は、新潟県内第5種共同漁業権の免許を受けている各漁業協同組合と、新潟県内水面漁業協同組合連合会との契約に基づき、漁業法第129条の規定により発行するものであります。
2. 新潟県内水面共通遊漁承認証は次の2種類にわけられます。

対象魚類	漁具漁法	遊漁料1ヶ年	適用範囲
こい、ふな、にじます うなぎ、いわな、やまめ かじか、うぐい	竿釣	12,000円 (消費税抜)	県下一円
こい、ふな	竿釣	5,500円 (消費税抜)	県下一円

注意事項

- ① 県内共通遊漁承認証ではアユ・サクラマス・モクズガニは釣れません。アユ・サクラマス・モクズガニを釣る時は地元漁業協同組合発行の遊漁券を購入して下さい。
- ② 県内共通遊漁承認証での遊漁期間については、組合が定めて公表する遊漁期間です。ただし、漁業調整規則での禁止期間は除かれます。
- ③ 県内共通遊漁承認証での漁具、漁法は「竿釣」に限られます。

3. 遊漁承認証の発行に際しては、各遊漁者に対し、その証明と参考資料として下記のを交付します。

- | | | |
|------------|----|-------------------------------------|
| (1) 遊漁承認証 | 1枚 | |
| (2) 腕章 | 1枚 | { 緑色 12,000円券(税抜)
黄色 5,500円券(税抜) |
| (3) 遊漁のおしり | 1部 | |

注意事項 県内共通遊漁承認証では奥只見ダム(北ノ又川、恋ノ岐沢を除く)並びに大鳥ダム(内共第14号)及び関川(妙高市大字兼俣区内兼俣橋上流端から氷沢川まで)(内共第18号)で遊漁はできません。また、下表に掲げる各河川のやまめ、いわな、にじますについては、P.6の禁止期間(漁業調整規則第46条)とは別に、やまめ保護増殖のため遊漁期間が短縮されました。

河川名	魚種	解禁日	区間[他の区間は今まで通り3/1解禁]
三面川	やまめ いわな	3/16	三面ダムより上流の全域、高根川雲ノ上橋より上流の全域、三面川、高根川を除く他の支流 さくらますの遊漁券を購入した者は、三面川、高根川及び各支流の全域
		6/16	三面川及び各支流の全域
荒川	やまめ いわな	4/1	荒川本流丸山大橋より上流及び各支流
		6/1	荒川及び各支流全域
胎内川	やまめ いわな	3/1	黒川発電所堰堤より上流
		6/16	胎内大橋より上流の胎内川及び各支流の全域
加治川	やまめ いわな	5/1	第一頭首工より下流の加治川本流

「サクラマス」遊漁

1 三面川

漁協名	三面川鮭産
募集方法	はがき又はファックスに住所・氏名・年齢・電話番号を記入し、漁協事務所へ送付(別記連絡先)、応募は一人一枚(複数応募は無効)
募集期間	平成30年2月1日～2月15日
募集人数	200名(200名を越えた場合は抽選)
抽選日	平成30年2月20日(予定)
抽選方法	漁協役員等立会下で公平に抽選
連絡方法	当選者にはがき等で連絡
申し込み	申し込み者は当選者本人で、漁協事務所に遊漁料金と写真を添えて申し込む(現金書留でも可)
遊漁証等の交付、着用 サクラマス釣獲数の報告	申し込み者に、漁協が定めたゼッケン(写真入り遊漁証付き)と遊漁案内、サクラマス釣獲数の報告用紙などを郵送等で配布、ゼッケンは遊漁中着用、遊漁期間終了後は、釣獲数の報告書とともに漁協に返納(返納無き場合は次年度除外)
漁具・漁法	竿釣、一人1本
遊漁期間	平成30年3月16日～6月15日
遊漁の区域	三面ダムより下流の三面川本流の区域 雲ノ上橋下流より下流高根川本流の区域
遊漁料金	年券 20,000円(現場売り無し)
連絡先	住所: 村上市若葉町15-1 三面川鮭産漁業協同組合 電話: 0254-52-3758 FAX: 0254-53-0699

2 荒川

漁協名	荒川
募集方法	はがき又はファックスに住所・氏名・年齢・電話番号を記入し、漁協事務所へ送付(別記連絡先)、応募は一人一枚(複数応募は無効)
募集期間	平成30年1月10日～1月31日まで
募集人数	200名(200名を越えた場合は抽選)
抽選日	平成30年2月15日(予定)
抽選方法	漁協役員等立会下で公平に抽選
連絡方法	当選者にはがき等で連絡
申し込み	申し込み者は当選者本人で、漁協事務所に遊漁料金と写真を添えて申し込む(現金書留でも可)
遊漁証等の交付、着用 サクラマス釣獲数の報告	申し込み者に、漁協が定めたゼッケン(写真入り遊漁証付き)と遊漁案内、サクラマス釣獲数の報告用紙などを郵送等で配布、ゼッケンは遊漁中着用、遊漁期間終了後は、釣獲数の報告書とともに漁協に返納(返納無き場合は次年度除外)
漁具・漁法	竿釣、一人1本
遊漁期間	平成30年3月16日～5月31日
遊漁の区域	上流関川村地内丸山大橋下流端から、下流村上市地内高速道路橋上流端まで、荒川頭首工上流50m、下流600mの区間及び支流を除く荒川本流の区域に限る。
遊漁料金	年券 30,000円(現場売り無し)
連絡先	住所: 村上市荒島144-24 荒川漁業協同組合 電話: 0254-62-1163 FAX: 0254-62-1190

3 胎内川

漁協名	胎内川
募集方法	はがき又はファックスに住所・氏名・年齢・電話番号・郵便番号を記入し、漁協事務所へ送付(別記連絡先)、応募は一人一枚(複数応募は無効)
募集期間	平成30年2月1日～2月16日まで
募集人数	100名(100名を越えた場合は抽選)
抽選日	平成30年2月20日(予定)
抽選方法	漁協役員等立会下で公平に抽選
連絡方法	当選者にはがき等で連絡
申し込み	申し込み者は当選者本人で、漁協事務所に遊漁料金と写真を添えて申し込む(現金書留でも可)
遊漁証等の交付、着用 サクラマス釣獲数の報告	申し込み者に、漁協が定めたゼッケン(写真入り遊漁証付き)と遊漁案内、サクラマス釣獲数の報告用紙などを郵送等で配布、ゼッケンは遊漁中着用、遊漁期間終了後は、釣獲数の報告書とともに漁協に返納(返納無き場合は次年度除外)
漁具・漁法	竿釣、一人1本
遊漁期間	平成30年3月16日～6月15日
遊漁の区域	胎内川頭首工から胎内大橋までの区間
遊漁料金	年券 20,000円(現場売り無し)
連絡先	住所：胎内市塩沢543-205 胎内川漁業協同組合 (新潟フルーツパーク(株)内) 電話：0254-47-3122 FAX：0254-47-3334

4 加治川

漁協名	加治川
募集方法	はがき又はファックスに住所・氏名・年齢・電話番号を記入し、漁協事務所へ送付(別記連絡先)、応募は一人一枚(複数応募は無効)
募集期間	1次募集 平成30年1月4日～1月31日 2次募集 平成30年2月7日～2月25日
募集人数	100名(100名を越えた場合は抽選)
抽選日	平成30年2月6日・3月1日(両日とも予定)
抽選方法	漁協役員等立会下で公平に抽選
連絡方法	当選者にはがき等で連絡
申し込み	申込者は当選者本人で、漁協事務所に遊漁料と写真を添えて申し込む(現金書留可)
遊漁証等の交付、着用 サクラマス釣獲数の報告	申し込み者に、漁協が定めたゼッケン(写真入り遊漁証付き)と遊漁案内、サクラマス釣獲数の報告用紙などを郵送等で配布、ゼッケンは遊漁中着用、遊漁期間終了後は、釣獲数の報告書とともに漁協に返納(返納無き場合は次年度除外)
漁具・漁法	竿釣り、一人1本
遊漁期間	平成30年3月16日～5月31日
遊漁の区域	第二頭首工禁止区域下流端から第三床止工の下流端から300mの区間を除いた聖籠町次第浜地区船溜場船舶出入口上流端まで
遊漁料金	年券 20,000円(現場売り無し)
連絡先	住所：新発田市住田510 新発田市加治川支所 農水振興課内 加治川漁業協同組合 電話：0254-33-3108 FAX：0254-33-3930

組合名	(1)漁具及び漁法の制限	(2) 遊 漁 期 間	(3) 全 長 制 限
大川	竿釣（1本） 鮎のえさ釣りは禁止 かに籠（3個）（もくずがに）以外禁止 *もくずがにについては大川のみ採捕可能以外は禁止	あ ゆ：6/16～11/30までの内で（10/1～10/7までの期間を除く）組合が公示する期間 うぐい： 1/1～12/31まで いわな、やまめ： 大川水系 3/1～9/30まで 勝木川水系 3/1～9/30まで もくずがに： 10/1～5/31まで	あ ゆ 10cm以下 うぐい 10 〃 いわな 15 〃 やまめ 15 〃 もくずがに 甲羅径 5 〃
三面川産	手かぎ（1本） 竿 釣（1本） ・どぶ釣りの釣針1本以内 （鮎のえさ釣りは禁止） *さくらます 竿 釣（1本） 年間200人(実数) 以外は禁止	あゆ：6/16～11/30までの期間内で組合が定めて公表する期間 こい、ふな、うぐい、わかさぎ： 1/1～12/31まで いわな、やまめ： 3/16～9/30まで 但し、三面ダムより上流の全域、高根川雲ノ上橋より上流の全域、三面川、高根川を除く他の支流以外の三面川及び各支流全域は、6/16～9/30まで さくらます： 3/16～6/15まで 但し、三面ダムより下流の三面川本	あ ゆ：12cm以下 うぐい：10 〃 いわな：15 〃 やまめ：15 〃

(4) 遊漁料の額	(5) 遊漁料の減免措置	(6) 遊漁料納入場所
〔 〕は漁場において漁場監視員に納付するときの加算額 あ ゆ：竿釣 1日 1,600円 〔700円〕 1年 6,000円 〔700円〕 うぐい } いわな } 竿釣 やまめ } 1日 1,000円 〔700円〕 1年 3,000円 〔700円〕 もくずがに：かご 1年 2,000円 上記金額は消費税込	1. 中学生生徒以下は無料 2. 肢体不自由者は、前表の遊漁料の1/2相当額	村上市温出472-28 同事務所及び同組合が指定した者 村上市勝木 交流の館八幡 村上市古渡路 こどもや釣具店 村上市小川 高橋おとり屋 村上市勝木 セブンイレブン山北勝木店
〔 〕は漁場において漁場監視員に納付するときの加算額 あ ゆ：手かぎ 竿釣 1日 2,000円 〔2,000円〕 1年 10,800円 〔2,000円〕 こい } ふな } 竿釣 うぐい } わかさぎ } いわな } やまめ } 1日 1,500円 〔2,000円〕 1年 5,400円 〔2,000円〕 上記金額は消費税込 さくらます：竿釣 1年 20,000円	1. 中学生生徒以下は無料 2. 肢体不自由者は、前表の遊漁料の1/2相当額	村上市若葉町15-1 同事務所及び同組合が指定した者 村上市西興屋 大滝清治 村上市古渡路 こどもや釣具店 村上市布部 佐藤忠寛 村上市泉町 ジャック三春屋 村上市葦太 須貝時栄 村上市小川 セブンイレブン小川店 村上市猿沢 セブンイレブン猿沢店 村上市仲間町 セブンイレブン仲間町店 村上市高根 相馬博隆

組合名	(1)漁具及び漁法の制限	(2) 遊 漁 期 間	(3) 全 長 制 限
三 面 川 鮭 産		流の区域、雲ノ上 橋下流より下流高 根川本流の区域	

(4) 遊漁料の額	(5) 遊漁料の減免措置	(6) 遊漁料納入場所
		村上市小川 おとり高橋 村上市仲間町 フィッシャーズ村上店 村上市下新保 前田商店 村上市寺町 丸木屋釣具店 村上市新屋 鮭屋（佐藤利男） 村上市瀬波上町 齋藤釣具店 村上市山居町 平田おとり店 村上市朝日中野 高野 忍 村上市上助測 セブンイレブンインター店 村上市山辺里 セブンイレブン 山辺里インター店 村上市久保多町 セブンイレブン 久保多町店

組合名	(1) 漁具及び漁法の制限	(2) 遊漁期間	(3) 全長制限
荒川	<p>手釣：さくらますを除く(1本)</p> <p>竿釣：さくらますを除く(長さ10m以内1本)</p> <p>竿釣：さくらます採捕(1本・年間200人)</p> <p>たも網(1本)</p> <p>かに籠(1人10個以内1個あたり0.063m³以内)</p> <p>以外は禁止</p>	<p>あゆ：公示の日から9/30まで及び10/16～11/30までの期間で組合が定めて公表する期間</p> <p>こい、ふな、うぐい、うなぎ：</p> <p>1/1～12/31まで</p> <p>いわな、やまめ：</p> <p>4/1～9/30まで</p> <p>かじか：</p> <p>6/1～12/31まで</p> <p>もくずがに：</p> <p>9/1～12/31まで</p> <p>さくらます：</p> <p>3/16～5/31まで</p> <p>但し、上流、関川村地内丸山大橋下流端から、下流、村上市地内高速道路橋上流端までの区間。但し、荒川頭首工取水堰上流端から上流50m、下流端から下流600mの区間を除く荒川本川に限る。</p> <p>なお、1/1から5/31までの間もくずがに漁業及びさくらます漁業を除いたすべての漁業において、丸山大橋下流端より禁漁区を含む下流については禁漁とする。</p>	<p>あゆ 12cm以下</p> <p>こい 15 〃</p> <p>ふな 7 〃</p> <p>うぐい 10 〃</p> <p>いわな 15 〃</p> <p>やまめ 15 〃</p> <p>うなぎ 30 〃</p> <p>かじか 3 〃</p>

(4) 遊漁料の額	(5) 遊漁料の減免措置	(6) 遊漁料納入場所
<p>[]は漁場において漁場監視員に納付するときの加算額</p> <p>あゆ：竿釣</p> <p>1日 2,000円</p> <p>[2,000円]</p> <p>1年 8,000円</p> <p>[2,000円]</p> <p>いわな</p> <p>やまめ</p> <p>こい</p> <p>ふな</p> <p>うぐい</p> <p>うなぎ</p> <p>かじか</p> <p>1日 1,000円</p> <p>[2,000円]</p> <p>1年 5,000円</p> <p>[2,000円]</p> <p>もくずがに：</p> <p>かに籠</p> <p>1年 4,000円</p> <p>さくらます：</p> <p>竿釣</p> <p>1年 30,000円</p>	<p>1. 小学生生徒以下は無料</p> <p>2. 中学生生徒及び肢体不自由者は、前表の遊漁料の1/2相当額</p>	<p>村上市荒島144-24</p> <p>村上市藤沢32-6</p> <p>柴崎釣具店</p> <p>新潟市西区山田415</p> <p>本間釣具店</p> <p>または組合が指定した店舗及び者</p>

組合名	(1) 漁具及び漁法の制限	(2) 遊漁期間	(3) 全長制限
胎内川	さくらます以外 漁種 手釣、竿釣（1 本） さくらます 竿釣 （1人1本年 間100人）	あゆ：公示の日から 9月30日まで及び 10月8日から11月 30日までの期間で 組合が定める期間 こい、ふな、うぐい： 1月1日から12月 31日まで（6月16 日から9月30日ま で胎内川黒川発電 所堰堤より下流の 区域） かじか：1月1日か ら4月10日まで及 び4月21日から12 月31日まで（6月 16日から12月31日 まで胎内川黒川発 電所堰堤より下流 の区域） にじます、いわな、 やまめ： 3月1日から9月 30日まで（6月16 日から9月30日ま で胎内川黒川発電 所堰堤より下流の 区域） さくらます：3月16 日から6月15日ま で、但し、胎内川 頭首工から胎内大 橋までの区間	こい：15cm以下 ふな：10℃ うぐい：10℃ にじます：15℃ いわな：15℃ やまめ：15℃

(4) 遊漁料の額	(5) 遊漁料の減免措置	(6) 遊漁料納入場所
〔 〕は漁場におい て漁場監視員に納付 するときの加算額 あゆ 手釣、竿釣 こい 1日 ふな 1,500円 うぐい [1,000円] にじます 1年 いわな 6,000円 やまめ [1,000円] かじか さくらます：1年 20,000円	1. 中学校生徒以下は 無料 2. 肢体不自由者は、 前表の遊漁料の1/2 相当額	胎内市塩沢543-205 同事務所 胎内市下荒沢胎内山 1202 奥胎内ヒュッテ 胎内市夏井1191番地の 1 ロイヤル胎内パーク ホテル 胎内市鼓岡1387番地1 坂上光市 胎内市近江新215-13 ヤマザキテイリー下 越黒川店 新潟市西区山田415 本間釣具店 新潟市中央区神道寺2 丁目7-13 上州屋 FJ 新潟店 村上市山居町1丁目5- 34 平田おとり店 胎内市下赤谷387-1 たるが橋観光交流セ ンター（道の駅） 胎内市本町4-9 越竿洞釣具店

組合名	(1) 漁具及び漁法の制限	(2) 遊漁期間	(3) 全長制限
加治川	手釣、竿釣、ごろがけ	あゆ：6/16～9/30まで及び10/8～11/30までの期間で組合が定めて公表する日 こい、ふな、うぐい：1/1～6/9まで及び6/21～12/31まで いわな、やまめ：3/1～9/30まで 但し、第1頭首工より下流の加治川本流の区域は5/1～9/30まで さくらます 3/16～5/31まで 但し、第二頭首工禁止区域下流端から第三床止工の下流端から300mの区間を除いた聖籠町次第浜地区船溜場船舶出入口上流端まで	こい：15cm以下 ふな：10 〃 うぐい：10 〃 いわな：15 〃 やまめ：15 〃
福島潟・新井郷川	手釣（1人3本以内）竿釣（1人3本以内）及び投網（直径3.6M以内、網目4cm以内）以外は禁止	こい、ふな：1/1～12/31まで	なし

(4) 遊漁料の額	(5) 遊漁料の減免措置	(6) 遊漁料納入場所
〔 〕は漁場において漁場監視員に納付するときの加算額 あゆ 手釣、竿釣、ごろがけ ふな 1日 うぐい 2,000円 いわな [500円] やまめ 1年 8,000円 [500円] こい 手釣、竿釣 ふな 1日 うぐい 1,000円 いわな [500円] やまめ 1年 5,000円 [500円] ※投網は廃止となりました。 さくらます：竿釣り 1年 20,000円	1. 中学校生徒以下は無料 2. 肢体不自由者は、前表の遊漁料の1/2相当額	新発田市住田510 新発田市加治川支所 農水振興課内 加治川漁業協同組合 新発田市中央町1丁目2-4 倉島釣具店 新発田市諏訪町2丁目3-27 斉藤釣具店 新発田市中々山318-1 渋谷煙草店 新発田市岡田368-5 伊藤商店
こい 手釣、竿釣、 ふな 投網 1日 300円 1年 1,500円	1. 小学校生徒以下は無料 2. 中学校生徒及び肢体不自由者は、前表の遊漁料の1/2相当額	新潟市北区前新田301 佐藤 毅

組合名	(1)漁具及び漁法の制限	(2) 遊 漁 期 間	(3) 全 長 制 限
東蒲原郡・川・阿賀野川・松浜内水面・新潟市大形地区	徒手採捕、手釣、竿釣、たも網及び投網(網目13mm以上とし、支流は網の長さを3m以下)筒(かじかの採捕のみに用い、1人2個以内)やす(かじかのみに)かに籠(1人3個以内)以外は禁止	あゆ：7月の第1日曜日～10/31まで 常浪川： 友釣り専用区あり こい、ふな：6/21～翌年5/31まで うぐい： 1/1～12/31までにじます： 3/1～9/30まで いわな、やまめ： 3/1～9/30まで かじか： 5/1～翌年3/31まで もくずがに： 阿賀野川の左岸新潟市江南区蔵岡地内上境小杉地内下境から河口までの阿賀野川の区域及び阿賀野川の右岸新潟市北区胡桃山排水機場から河口までの阿賀野川の区域は1/1～3/31まで 阿賀野川の左岸新潟市江南区蔵岡地内上境小杉地内下境から上流の阿賀野川及び支流の区域及び阿賀野川の右岸新潟市北区胡桃山排水機場から上流の阿賀野川及び支流の区域は7/1～12/31まで	こい 15cm以下 ふな 7℃ うぐい 7℃ にじます 15℃ いわな 15℃ やまめ 15℃ かじか 4℃ もくずがに 5cm以下 (甲幅)

(4) 遊漁料の額	(5) 遊漁料の減免措置	(6) 遊漁料納入場所
〔 〕は漁場において漁場監視員に納付するときの加算額 あゆ 徒手採捕 こい 手釣、竿釣、 ふな たも網、 うぐい やす、筒 にじます 1日 いわな 2,000円 やまめ [2,000円] かじか 1年 6,000円 [2,000円] 徒手採捕、手釣、 竿釣、たも網、投網、 やす、筒 1年 7,000円 [2,000円] もくずがに かに籠 1年 6,600円 [2,000円] ただし年券購入の場合 は写真が必要(5cm×4cm)	1. 高等学校生徒又は18歳以下は無料 2. 肢体不自由者は、前表の遊漁料の1/2相当額	東蒲原郡阿賀町石間4335-52 阿賀野川漁業協同組合連合会 新潟市北区松浜7丁目3641 松浜内水面漁業協同組合 新潟市北区濁川619-3 濁川漁業協同組合 新潟市東区津島屋3丁目48 新潟市大形地区漁業協同組合 東蒲原郡阿賀町石間3881-4 阿賀野川漁業協同組合 東蒲原郡阿賀町両郷乙555 東蒲原郡漁業協同組合 セブンイレブン5店 (五泉論瀬店) (阿賀野保田店) (五泉船越店) (下越三川店) (津川店) 藤井釣具店(五泉) 高橋釣具店(新潟) 鈴木釣具店(聖籠町) 関口釣具店(阿賀野) 物井釣具店(福島県) 上州屋(新潟店) (会津若松店) 本間釣具店(黒埼店) 山内釣具店(会津坂下町) 長谷川おとり(常浪川) 宮川おとり(常浪川) トビスケ新潟店 阿部おとり(阿賀) 鶴巻おとり(阿賀野) 風間釣具店(新潟) セーブオン(安田小松店) ヤマザキショップ (みかわ中嶋店)

組合名	(1)漁具及び漁法の制限	(2)遊漁期間	(3)全長制限
鳥屋野湯	手釣、竿釣及び投網以外は禁止	こい、ふな： 1/1～12/31まで	こい：15cm以下 ふな：7℃
赤塚	竿釣以外は禁止	こい、ふな、うなぎ： 1/1～12/31まで ただし、6/10～6/20 までの期間を除く	こい：20cm以下 ふな：10℃ うなぎ：25℃
信濃川	手釣、竿釣、かにかご（5個1ヶ統とし、1人6ヶ統まで）以外は禁止	こい、ふな： 1/1～12/31まで もくずがに： 1/1～5/31まで 及び10/1～12/31 まで	こい 15cm以下 ふな 5℃ もくずがに 5cm以下 (甲幅)
加茂川	竿釣（1人2本以内）、刺網（ただし、小中学校生徒のみで加茂川橋上流端から上流、昭和橋下流端までの加茂川）以外は禁止	あゆ：7/1～11/30までの期間内で組合が公表する期間内 いわな、やまめ： 3/1～9/30まで こい、うぐい、ふな、 かじか： 1/1～12/31まで	あゆ：10cm以下 いわな：15℃ やまめ：15℃

(4)遊漁料の額	(5)遊漁料の減免措置	(6)遊漁料納入場所
こい } 手釣、竿釣 ふな } 1日 100円 1年 1,000円 投網 1年 3,000円	1.学齢に達しない幼児は無料 2.小中学校生徒又は肢体不自由者は1/2相当額	新潟市中央区清五郎417 増井勝弘方 同事務所及び同組合が委託した者
[]は漁場において漁場監視員に納付するときの加算額 こい } ふな } 竿釣 うなぎ } 1日 500円 1年 3,000円 〔上記金額の10%〕	1.学齢に達しない幼児は無料 2.小中学校生徒及び肢体不自由者は同号に掲げる額の1/2相当額	新潟市西区赤塚4716-4 同事務所
こい } 手釣、竿釣 ふな } 1日 300円 1年 3,000円 もくずがに かにかご 1年 3,000円	1.未就学児の幼児は無料 2.小中学校生徒又は肢体不自由者のときは同号に掲げる額の1/2相当額	新潟市江南区平賀字酒座川原967 同事務所
[]は漁場において漁場監視員に納付するときの加算額 あゆ } こい } 手釣、竿釣 ふな } 籠 うぐい } いわな } やまめ } かじか }	中学校生徒以下及び肢体不自由者は無料	加茂市新町1-2-28 加茂川漁業協同組合 同組合が指定した者 加茂市穀町9-12 中長時計店 加茂市赤谷1-8 栢森釣具店 加茂市宮寄上小俣 本間養魚場

組合名	(1) 漁具及び漁法の制限	(2) 遊漁期間	(3) 全長制限
加茂川			
五十嵐川	<p>竿釣(1人1竿、但し、こい釣1人3竿) あゆ・竿ころがし釣 1人1竿 投網・三角網・ヤス 1人1統(ヤスはかじかに限る)</p>	<p>あゆ：6/16～11/30までの期間内で、組合が公表する期間内。 以下の期間を除く 渡瀬橋上流端より 上流は10月1日から10月7日、同地点より下流は10月1日から10月14日まで。 こい、うぐい 1/1～12/31まで いわな、やまめ 3/1～9/30まで かじか：1/1～12/31までの期間内で4/11～4/20までを除く。</p>	<p>あゆ：12cm以下 こい：15 〃 うぐい：10 〃 かじか：4 〃 いわな：15 〃 やまめ：15 〃</p>

(4) 遊漁料の額	(5) 遊漁料の減免措置	(6) 遊漁料納入場所
<p>1日 1,000円 〔200円〕 1年 5,000円 〔200円〕</p>		
<p>〔 〕は漁場において漁場監視員に納付するときの加算額 あゆ：竿釣 ころがし釣 1日 2,000円 〔1,000円〕 1年 8,000円 〔1,000円〕 こい かじか以外： うぐい 竿釣 いわな かじか：竿 やまめ 釣・ヤス・ かじか かじかタモ 1日 1,000円 〔1,000円〕 1年 3,500円 〔1,000円〕 あゆ 投網 こい うぐい かじか 三角網 1日 4,000円 〔1,000円〕</p>	<p>1. 中学校生徒以下は無料 2. 肢体不自由者のときは同号に掲げる額の二分の一に相当する額</p>	<p>五十嵐川漁業協同組合 三条市高岡651 その他五十嵐川漁業協同組合が指定する釣具店及び遊漁承認証販売店</p>

組合名	(1)漁具及び漁法の制限	(2) 遊 漁 期 間	(3) 全 長 制 限
刈 谷 田 川	竿釣（1人3本以内。ただし、あゆ、にじま、す、いわな及びやまめの遊漁にあっては、1人1本とする）以外は禁止	あゆ：公示の日から12/31まで（ただし、1/1～6/15及び10/1～10/7までの期間を除く） こい、ふな、うぐい：1/1～12/31までにじま、す、いわな、やまめ：4/1～9/30まで	こい：15cm以下 ふな：7℃ うぐい：7℃ にじま：15℃ いわな：15℃ やまめ：15℃
魚 沼	竿釣及びヤス以外は禁止。ただし、竿釣は漁業権番号内共第12号及び内共第13号の区域においては、1人3本以内、内共第14号の区域においては、1人2本以内とし、ヤスは、かじかの遊漁の場合に限る。	あゆ：公示の日から11/30まで（ただし、10/1～10/7までの期間を除く） こい、ふな：1/1～12/31まで。ただし、6/10～6/20までの期間を除く。 うぐい：1/1～12/31まで。ただし、漁業権免許番号内共第12号の区域においては、5/11～5/20までの期間、内共第14号の区域においては、5/25～5/31までの期間を除く。 うなぎ：1/1～12/31までの期間内で理事が定める日まで にじま：3/1～9/30まで。ただし、漁業権免許番号内共	こい：15cm以下 ふな：7℃ うぐい：7℃ にじま：15℃ いわな：15℃ やまめ：15℃ うなぎ：25℃ かじか：6℃

(4) 遊漁料の額	(5) 遊漁料の減免措置	(6) 遊漁料納入場所
〔 〕は漁場において漁場監視員に納付するときの加算額 あゆ：竿釣 1日 1,000円 〔500円〕 1年 5,000円 〔500円〕 こい 竿釣 ふな 1日 うぐい 500円 にじま 〔500円〕 いわな 1年 やまめ 3,000円 〔500円〕	中学校生徒以下及び肢体不自由者のときは無料とする。なお、中学校生徒でにじま、す、いわな、やまめを遊漁するときは、 $\frac{1}{2}$ の相当額	長岡市滝の下町4の35 刈谷田川漁業協同組合 長岡市大字中西1328番地 稲庭由起夫 長岡市金町2丁目2番38号 ミサワスポーツ店 長岡市栃堀 フィッシングパーク 長岡市栃堀 ドライブイン刈谷田
〔 〕は漁場において漁場監視員に納付するときの加算額 （内共第12号） あゆ：竿釣 1日 2,700円 〔2,000円〕 1年 16,200円 こい 竿釣 ふな 1日 うぐい 2,100円 にじま 〔2,000円〕 いわな 1年 やまめ 9,300円 うなぎ かじか こい 竿釣 ふな 1日600円 うぐい 〔600円〕 うなぎ 1年 かじか 3,000円 上記金額は消費税込	1. 中学校生徒以下は無料 2. 肢体不自由者（4級以上）は前表の遊漁料の $\frac{1}{2}$ 相当額	○魚沼漁業協同組合 魚沼市佐梨1105-16 同事務所 清津、土樽、湯沢、石打、塩沢、中之島、上田、六日町、五十沢、城内、大巻、大崎、南敷神、浦佐、東、伊米ヶ崎、佐梨、青島、小出、四日町、湯之谷、銀山、北敷神、広瀬、須原、上条、入広瀬、堀之内、川口、小千谷、長岡、山古志、越路、分水支部長および分会長宅及び同組合が指定委託した者

組合名	(1) 漁具及び漁法の制限	(2) 遊漁期間	(3) 全長制限
魚		第13号の区域においては、4/21～9/30まで。 いわな、やまめ：3/1～9/30まで。ただし、漁業権免許番号内共第13号及び内共第14号の区域においては、4/21～9/30まで。 かじか：1/1～12/31まで。ただし、4/10～5/10までの期間を除く。 わかさぎ：1/1～12/31まで	
沼			
中	竿釣及び投網以外は禁止	あゆ、こい、ふな、うぐい、にじます、うなぎ、かじか：1/1～12/31までの期間内で組合が定める期間 いわな、やまめ：3/1～9/30まで	あゆ：15cm以下 こい：15 〃 ふな：15 〃 うぐい：15 〃 にじます：15 〃 いわな：15 〃 やまめ：15 〃 うなぎ：25 〃
魚			
沼			

(4) 遊漁料の額	(5) 遊漁料の減免措置	(6) 遊漁料納入場所
(内共第13号) こい 竿釣 ふな 1日 うぐい 1,050円 にじます [525円] いわな 1年 やまめ 4,725円 わかさぎ		○桜枝岐村漁業協同組合 福島県南会津郡桜枝岐村字下ノ原871-1 同事務所及び同組合遊漁承認証取扱所 ○伊北地区漁業協同組合
(内共第14号) こい 竿釣 ふな 1日 うぐい 1,050円 いわな [525円] やまめ 1年 わかさぎ 4,725円 上記金額は消費税込	1. 未就学の幼児及び小学生、中学生の時は無料 2. 肢体不自由者は前表の遊漁料の½相当額	福島県南会津郡只見町只見字原 同事務所及び同組合遊漁承認証取扱所 関係各市町村にある釣具店、一部取扱商店、個人販売所
[]は漁場において漁場監視員に納付するときの加算額 あゆを含む全魚種：竿釣 1日 2,160円 [1,080円] 1年 10,800円 [1,080円] あゆ こい ふな うぐい にじます いわな やまめ うなぎ かじか 上記金額は消費税込	1. 学齢に達しない幼児は無料 2. 小中学校生徒及び肢体不自由者は、前表の遊漁料の½相当額	十日町市干溝1508番地 同事務所及び同組合が委託した者 セブンイレブン 平家茶屋 カミムラヤ 大阪屋

組合名	(1) 漁具及び漁法の制限	(2) 遊漁期間	(3) 全長制限
中魚沼			
柏崎・刈羽内水面	竿釣（長さ8M以内）及び投網以外は禁止	あ ゆ：6/16～11/30までの期間内で、組合が定める期間 こい、ふな、うぐい：1/1～12/31までの期間内で組合が定める期間 いわな、やまめ：3/1～9/30までの期間内で組合が定める期間	あ ゆ 10cm以下 こ い 15 〃 ふ な 15 〃 うぐい 10 〃 いわな 15 〃 やまめ 15 〃

(4) 遊漁料の額	(5) 遊漁料の減免措置	(6) 遊漁料納入場所
こ い 竿釣 ふ な 1日 うぐい 1,080円 にじます [1,080円] いわな 1年 やまめ 6,480円 うなぎ [1,080円] かじか こ い 竿釣 ふ な 1日 うぐい 324円 [1,080円] 上記金額は消費税込		
あ ゆ 竿釣 こ い 1日 ふ な 1,000円 うぐい 1年 いわな 3,500円 やまめ こ い 竿釣 ふ な 1日 うぐい 500円 あ ゆ 投網 うぐい 1日 1,000円 1年 4,000円	1. 小学校生徒以下の児童は無料 2. 中学校生徒又は肢体不自由者は前表の遊漁料の相当額	柏崎市大字石曾根798番地2 有坂 令方 柏崎市北園町20番87号 （釣具の岸） 柏崎市鯨波2丁目2番36号 千夏（同事務所）

組合名	(1)漁具及び漁法の制限	(2)遊漁期間	(3)全長制限
関川水系	竿釣(1本)及び投網(網目12mm以上)以外は禁止	あゆ:7/11~11/30まで但し、10/1~1週間の間は禁漁にじます、いわな、やまめ: 3/1~9/30まで うぐい、こい、ふな: 1/1~12/31まで 但し「販売の自主規制及び食用抑制の措置」がとられている間は周年にわたり採捕を禁止する。	あゆ 15cm以下 にじます 15℃ いわな 15℃ やまめ 15℃ うぐい 15℃ こい 15℃ ふな 15℃

(4)遊漁料の額	(5)遊漁料の減免措置	(6)遊漁料納入場所
〔 〕は漁場において漁場監視員に納付するときの加算額(内共第17号) あゆ:竿釣 1日 2,000円 〔500円〕 1年 5,000円 〔500円〕 いわな 竿釣 やまめ 1日 にじます 1,500円 うぐい 〔500円〕 こい 1年 ふな 4,000円 〔500円〕 あゆ 投網 いわな 1年 やまめ 12,000円 にじます 〔500円〕 うぐい 1年 4,000円 〔500円〕 投網 1年 12,000円 〔500円〕 ※投網の日券は廃止されました ※投網の日券は廃止されました	1.学齢に達しない幼児は無料 2.小中学校生徒及び肢体不自由者は、前表の遊漁料の1/2相当額	組合が指定し公示した各市町村の釣具店 上越市富岡3451 フィッシングジャンボ 上州屋上越店 上越市春日新田5-4-13 本間釣具店 妙高市毛祝坂14 石田釣具店 妙高市長森769-1 セブンイレブン新井長森店 妙高市関山1550-1 セブンイレブン妙高関山店 長野市高田1888-1 バンバン高田店 妙高市杉野沢 笹ヶ峰之見湖休憩所 上越市岡原55-1 岡田 敬釣具店 上越市中郷区藤沢字野林1029-1 デイリーヤマザキ 上越中郷店 妙高市田口291-1 妙高市観光協会 上越市子安新田4-67 関川水系漁協事務所 妙高市西野谷新田78-2 丸山酒店 妙高市杉野沢 あけぼの商店 妙高市杉野沢 明星荘 上越市大島区菖蒲5798 ばんや亭 江口幸雄 妙高市高柳町1-4-3 ローソン新井高柳店

組合名	(1) 漁具及び漁法の制限	(2) 遊漁期間	(3) 全長制限
桑取川	竿釣(1本)及び投網(直径3.5m以内のもの1ヶ統)カゴ2ヶ以内	あ ゆ：6/16～11/30 (但し、10/1～10/7までの間を除く)までの期間内で組合が定めて公表する期間 うぐい： 1/1～12/31まで かじか： 1/1～12/31まで (但し、4/11～4/20までの期間を除く)	
能生内水面	竿釣以外は禁止	あ ゆ：公示の日から10/31まで。ただし、10/1～10/7までを除く。(能生大橋下流端から下流30mの線から上流能生谷橋までの間は、9月21日から10月7日までを禁漁とする。) うぐい： 1/1～12/31まで いわな、やまめ、 かじか： 3/1～9/30まで	あ ゆ 15cm以下 うぐい 15 〃 いわな 15 〃 やまめ 15 〃 かじか 5 〃

(4) 遊漁料の額	(5) 遊漁料の減免措置	(6) 遊漁料納入場所
〔 〕は漁場において漁場監視員に納付するときの加算額 あ ゆ 竿釣 うぐい 1年 2,700円 〔500円〕 投網 1年 3,500円 〔500円〕 かじか：カゴ漁 1年 3,500円 〔500円〕	1. 小中学生以下は無料 2. 中高校生徒及び肢体不自由者は、前表の遊漁料の1/2相当額	上越市有間川609-1 田口屋商店 上越市有間川829 名古屋商店 上越市西横山236-2 長沼商店
〔 〕は漁場において漁場監視員に納付するときの加算額 あ ゆ 竿釣 うぐい 1日 いわな 2,000円 やまめ 〔1,000円〕 かじか 1年 7,000円 〔1,000円〕 上記金額は消費税別	1. 小中学生以下は無料 2. 中高校生徒及び肢体不自由者は、前表の遊漁料の1/2相当額	糸魚川市大字能生801番地 能生内水面漁業協同組合事務所 同組合が指定した者 セブンイレブン 上州屋上越店 本間釣具店上越店 上越市 つくばスポーツ

組合名	(1)漁具及び漁法の制限	(2) 遊 漁 期 間	(3) 全 長 制 限
糸魚川内水面	手釣、竿釣（長さ11M以内）以外は禁止 コログシ釣り禁止	あ ゆ：7/1～9/30まで うぐい：1/1～12/31まで にじます、いわな、やまめ、かじか：3/1～9/30まで	あ ゆ：10cm以下 うぐい：10 ㄥ にじます：15 ㄥ いわな：15 ㄥ やまめ：15 ㄥ かじか：5 ㄥ
国 府 川	手釣、竿釣、投網（網目1.3cm以上、直径3.6M以内）、たも網（直径2M以内）、以外は禁止	あゆ：組合が定めて公示する期間 うぐい、いわな、やまめ：3/1～9/30まで	あ ゆ：10cm以下 うぐい：15 ㄥ いわな：15 ㄥ やまめ：15 ㄥ

(4) 遊漁料の額	(5) 遊漁料の減免措置	(6) 遊漁料納入場所
〔 〕は漁場において漁場監視員に納付するときの加算額 あ ゆ 竿釣 うぐい 1日 にじます 2,000円 いわな [1,000円] やまめ 1年 かじか 9,500円 上記金額は消費税込	1.小学生以下は無料 料 2.中学校生徒及び肢体不自由者は、前表の遊漁料の1/2相当額	糸魚川市大字須沢中脇2426 糸魚川内水面漁業協同組合姫川事務所 糸魚川内水面漁業協同組合が指定した者
〔 〕は漁場において漁場監視員に納付するときの加算額 あ ゆ 手釣、竿釣、 うぐい 投網、たも いわな 網 やまめ 1日 1,000円 [500円] 1年 4,000円 [500円]	1.小学生以下は無料 2.中学校生徒及び肢体不自由者は、前表の遊漁料の1/2相当額	佐渡市飯持40 同事務所

組合名	(1)漁具及び漁法の制限	(2) 遊 漁 期 間	(3) 全 長 制 限
羽 茂 川 内 水 面	手釣、竿釣及び 投網(直径3.6m 以内)、たも網 (直径1m以下) 以外は禁止	あゆ： 8/1～11/30まで うぐい： 1/1～12/31まで いわな、やまめ： 3/1～9/30まで	うぐい：15cm以下 いわな：15 ㇿ やまめ：15 ㇿ

(4) 遊漁料の額	(5) 遊漁料の減免措置	(6) 遊漁料納入場所
〔 〕は漁場において漁場監視員に納付するときの加算額 あゆ 手釣、竿釣、 うぐい 投網、たも いわな 網 やまめ 1日 800円 〔200円〕 1年 4,000円 〔200円〕	1. 学齢に達しない幼児は無料 2. 小中学校生徒及び肢体不自由者は、前表の遊漁料の1/2相当額	佐渡市羽茂本郷633-1

キャッチ&リリース区間での 採捕尾数の制限

1. いわな、やまめ、にじます：

内共第13号に定める区域のうち奥只見湖の区域では、採捕の尾数を5尾以内とし、5尾を超えた場合はその場で再放流しなければならない。

ただし、次の区域を除く。

- ① 魚沼市宇津野字北ノ岐地内石抱橋上流端から上流域の北ノ又川
- ② 魚沼市宇津野字中ノ岐沢地内雨池橋上流端から上流域の中ノ岐川
- ③ 魚沼市下折立字赤ノ川表地内国有林265林班に設置した、電源開発株式会社が所有する送電線（只見幹線）鉄塔No.68と、同国有林268林班に設置した、電源開発株式会社が所有する送電線（只見幹線）鉄塔No.69を結んだ線から上流域の恋ノ岐川

2. いわな、やまめ：

内共第14号に定める区域のうち奥只見湖の区域では、採捕の尾数を5尾以内とし、5尾を超えた場合はその場で再放流しなければならない。

ただし、次の区域を除く。

- ① 魚沼市地内大津岐小白沢橋より上流域の只見川
- ② 魚沼市湯之谷芋川字大鳥地内国有林262林班に設置した電源開発株式会社の所有する送電線（只見幹線）鉄塔No.55と、同国有林268林班に設置した電源開発株式会社の所有する送電線（只見幹線）鉄塔No.56を結んだ線から上流域の仕入沢

釣 り 日 誌

日付	月	日	天候		行先	
釣法						
釣果(魚種、尾数、大きさ等)						
備考					
.....						
.....						
日付	月	日	天候		行先	
釣法						
釣果(魚種、尾数、大きさ等)						
備考					
.....						
.....						
日付	月	日	天候		行先	
釣法						
釣果(魚種、尾数、大きさ等)						
備考					
.....						
.....						

日付	月	日	天候		行先	
釣法						
釣果(魚種、尾数、大きさ等)						
備考					
.....						
.....						
日付	月	日	天候		行先	
釣法						
釣果(魚種、尾数、大きさ等)						
備考					
.....						
.....						
日付	月	日	天候		行先	
釣法						
釣果(魚種、尾数、大きさ等)						
備考					
.....						
.....						

日付	月	日	天候		行先	
釣法						
釣果(魚種、尾数、大きさ等)						
備考					
備考					
備考					
日付	月	日	天候		行先	
釣法						
釣果(魚種、尾数、大きさ等)						
備考					
備考					
備考					
日付	月	日	天候		行先	
釣法						
釣果(魚種、尾数、大きさ等)						
備考					
備考					
備考					

本書についてのお問い合わせ先は
新潟県内水面漁業協同組合連合会

新潟市中央区南万代町13-3

☎ 025-241-5795

ホームページのアドレスは

<http://niinaisuimen.jimdo.com/>

メールアドレスは

info@ni-naisuimen.com

住所

氏名

平成30年1月末日

